平成２４年（フ）第１０２号
大阪府東大阪市友井１丁目２番５号
債務者　矢田　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８０号
大阪市浪速区大国２丁目４番14号　大国町エンビイハイツ105号
債務者　森島　久勝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５号
大阪府八尾市柏村町３丁目44番地の６　エクセルシア柏村201号
債務者　渡邉百合子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６号
大阪市淀川区十三元今里３丁目３番５号コーポ元今里403号、前住所大阪市淀川区加島１丁目53番32―805号
債務者　坂本和佳惠
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０号
大阪市天王寺区上之宮町４番40―114号
債務者　藤谷　秀利
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目８番13―205号、住民票上の前住所奈良県生駒郡斑鳩町興留８丁目５番８号
債務者　岡本　邦男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番17―707号
債務者　東村　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３号
高知県香美市土佐山田町宝町２丁目１番25号
債務者　髙山　佐織
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９５号
高知県土佐市波介2787番地、住民票上の住所高知県土佐市高岡町甲2078番地
債務者　濵田　三雄
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９６号
高知県土佐市波介2787番地、住民票上の住所高知県土佐市高岡町甲2078番地
債務者　濵田　和代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７００号
高知市神田1314番地16
債務者　多田あゆみ
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７０３号
高知県吾川郡いの町6425番地
債務者　森岡　雅道
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６号
群馬県太田市東別所町486番地　ＨＯＵＳＥ８―101号
債務者　菊地　朋子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３８９号
千葉県佐倉市西志津５丁目28番３号　アビタシオン勝田台202
債務者　立原　真紀
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４１７号
千葉県成田市伊能3254番地
債務者　引地　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４１８号
千葉県富里市立沢新田48番地239　コーポ成田101号室
債務者　田中　信一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２２号
千葉県富里市日吉台５丁目30番地６
債務者　竹中　　隆
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部